

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び霧島市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年霧島市条例第50号）第7条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住 所 ***

氏 名 ***

2 損害賠償の額 金2,514,194円

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、2,514,194円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件和解に関し、双方とも異議の申立てや訴訟は一切行わない。

(提案理由)

霧島市***において、下水道の取付管部分が閉塞を起こし、住宅内に汚水が流入したことにより、住宅及び家財に損害を与えたことに伴い、その賠償額を定めようとするものである。

(資料)

事故概要

1 事故発生日時 平成31年 4月29日 (月) 午後11時頃

2 事故発生場所 霧島市***

3 当事者 (甲) 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 中重 真一

(乙) ***

4 事故の概要 霧島市***において、下水道本管から取付管までの間における勾配を十分に確保できない構造となっていたことにより、取付管部分に油脂が付着し、閉塞を起こした。

これにより便所から汚水が逆流し、住宅内に流入して住宅及び家財に損害を与えた。

5 過失割合 甲 100% 乙 0%

6 損害賠償金額 金2,514,194円